

1 目黒区豪雨対策計画素案に対するパブリックコメントの実施結果について

(1) 意見募集期間

令和2年12月15日(火)から3年1月22日(金)まで

(2) 周知方法

ア 掲載場所

めぐろ区報(令和2年12月15日号)

区ホームページ(令和2年12月15日(火)から3年1月22日(金)まで)

令和3年1月20日(水)に区ホームページのトップページ(お知らせ欄)に募集概要を再掲載

イ 閲覧場所

目黒区総合庁舎本館1階区政情報コーナー、6階都市計画課、地区サービス事務所(東部を除く)、住区センター(鷹番を除く)、図書館

ウ その他

令和2年12月15日(火)及び3年1月20日(水)に住宅課メールマガジン「住まいの情報」を配信

令和3年1月14日(木)に目黒川沿川関係町会(16団体)及び呑川沿川関係町会(7団体)へ素案を郵送

(3) 意見提出状況

	個人	団体	議会	合計
提出者数	5 (メール4、書面1)	1 (メール1)	3 (メール2、書面1)	9 (メール7、書面2)
意見件数	14	3	27	44

(4) 意見に対する対応区分別の件数

対応区分	内容	件数
1	ご意見の趣旨を踏まえて、計画案に反映します。	8
2	ご意見の趣旨は素案に取り上げており、その趣旨に沿って取り組みます。	15
3	ご意見の趣旨は計画案には取り上げませんが、今後事業実施の中で趣旨も踏まえて努力します。	13
4	ご意見の趣旨は、今後の検討課題とします。	5
5	ご意見の趣旨に沿うことは困難です。	1
6	その他	2
合計		44

2 意見内容と検討結果

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
第1章 計画改定の背景と目的					
1	議会	書面	<p>【流域別豪雨対策計画の記載順序について】</p> <p>計画改定の時系列に合わせ、目黒川と呑川の計画の記載順を逆にした方が良い。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、流域別豪雨対策計画の改定の時系列にあわせ、記載順を呑川、目黒川に修正します。</p> <p>なお、第2章以降は、流域面積や強化対策流域の指定有無を考慮し、目黒川、呑川、渋谷川・古川、立会川の順で記載しております。</p>
2	個人	メール	<p>【「自助」「共助」「公助」について】</p> <p>「自助・共助・公助の観点から」という文言を削除してもよいと思う。なぜなら、この言葉が「自助」を強調し、自助も共助もできなくなってようやく公的責任を果たすと理解され、問題視されるからである。重要なことは、政策責任者（目黒区）は、自助や公助が可能なようにどのように公的責任で行うかだと思ふ。取組みの内容（計画）はそうになっているので、上記の文言を削除することによりよいと思う。</p>	5	<p>目黒区災害対策基本条例において、区民、事業者及び行政は、「自助」、「共助」、「公助」の下、互いに連携を取り災害対策を進めていかなければならない、としています。</p> <p>豪雨対策においても「第5章、2 豪雨対策の役割分担」で記載のとおり、区内全域における豪雨対策を充実させるためには、区民や事業者等の協力が不可欠です。また、自らの身は自らが守る「自助」、自分たちのまちを助け合って守る「共助」及び区による「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たしながら連携して取り組むことが必要ですので、「自助・共助・公助の考えのもと」と修正します。</p>
3	議会	メール	<p>【宅地の土地利用現況の区分表示について】</p> <p>7ページの「宅地の土地利用現況」において、目黒本町5丁目の中央やや下の位置に示された商業用地（赤）区分となっている場所は、「区立中央体育館」を指していると思われる。公共用地（ベージュ色）区分の誤りではないか。</p>	6	<p>引用元「目黒区の土地利用2017」において、体育館は商業施設として分類されています。また、商業施設は赤色の表示としているため、誤りではありません。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果
第3章 水害発生状況の変化					
4	議会	書面	【浸水実績のグラフについて】 世帯数・棟数・浸水面積を1本の棒グラフで表すのは分かりづらい。	1	ご意見を踏まえ、分かりやすい表示方法に修正いたします。グラフを棟数と世帯数の2項目にし、3項目の数値の表を追加いたします。
5	議会	書面	【表「区内の浸水実績」及び「区内で浸水等被害の発生した主な大雨(集中豪雨)」について】 被害区分と被害件数が整合していないので正すように。	1	ご意見を踏まえ、2つの表の整合を取るよう修正いたします。表「区内の浸水履歴」のNo.5の被害区分を「床上、その他」から「床上、床下、その他」に修正いたします。
6	議会	メール	【「増加する豪雨」における記載について】 16ページの(1)増加する豪雨の文中に、「今後も持続する…」との表記があるが、地球温暖化やヒートアイランド現象などの影響で、東京においては、今後も豪雨が続くという意味として捉えるならば、「持続」よりも「継続」とした方が良いのではないかと。	1	ご意見を踏まえ、「継続」という表記に修正いたします。
第4章 豪雨対策の現状と課題					
7	個人	メール	【公共用地の整備状況及び整備予定について】 6ページの土地利用状況「公共用地」について、現状の貯蔵・浸透施設の整備状況(整備済、整備中、未着手)の割合と整備ロードマップを付記して区民へ情報提供して欲しい。	2	流域対策の実施状況は、「第4章、3流域対策、(1)現状」に、公共施設、大規模民間施設、小規模民間施設の分類で対策実施量を記載しています。 「第6章、4流域対策、(3)取組、オ流域対策の見える化」に記載のとおり、流域対策の見える化として、区ホームページや東京都総合治水対策協議会ホームページなど様々な情報ツールにて、各流域対策の進捗状況(実績値)を毎年公表し周知していきます。
8	議会	メール	【避難・防災対策の課題について】 「令和元年に発生した台風第15号・19号で浮き彫りとなった情報発信のあり方や伝え方などに課題が生じた」といった内容の記載を加筆願いたい。	1	ご意見を踏まえ、「また、令和元年に発生した台風第15号・19号により、危機管理体制、情報の一元管理と発信体制、避難所開設・運営などで、課題が明らかになりました。」と追記いたします。

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果
9	個人	メール	<p>【避難・防災対策の課題について】</p> <p>26ページの避難・防止対策は、区民の命を守るために非常に重要。一層の見える化が必要で、PRによる意識向上は必須である。特に高齢化、地域コミュニティの衰退、災害経験者の減少に危機感があり、地域防災力及び避難行動力を維持する必要がある。29ページの区・区民の役割分担につき、よく理解できるよう補記いただきたい。</p>	2	<p>「第5章、2 豪雨対策の役割分担、(2)区と区民、事業者等の役割分担」では、それぞれの役割について概要を示しています。また、地域防災力や避難行動力の低下への具体的な対策については、「第6章、6 避難・防災対策、(2)取組、ウ水防体制の強化」で、水防訓練の充実、地域防災リーダーの育成、防災学習の推進などに取り組むこととしています。</p> <p>また、区民や事業者に取り組んでいただく内容をわかりやすく抜粋した第7章及びリーフレットを新たに作成いたします。</p>
第5章 豪雨対策の目標					
10	議会	メール	<p>【目標の早期実現について】</p> <p>気象庁の示す時間降水量は緩やかに右肩上がりになっている。時間降水量80ミリ以上の年間観測回数も右肩あがりになっている。こうしたなか、近年の「ゲリラ豪雨」、令和2年7月豪雨(熊本豪雨)で観測された線状降水帯の出現や気候モデルの計算により、熱帯低気圧の強大化が懸念されるなど豪雨対策は急務の課題である。</p> <p>区内においても早急に豪雨対策を強める必要がある。平成25年には時間100ミリを経験し200件を超える被害が発生した。平成30年にも時間76ミリを記録している。令和元年には台風19号により、自主避難所も開設した状況である。目標設定はおおむね30年後ではなく、「時間75ミリ」を前倒しで早急に実現せよ。</p>	3	<p>豪雨対策は、各河川において流域全体が一体となって取り組む事業のため、「東京都豪雨対策基本方針」及び「流域別豪雨対策計画」を基本とし、区の地域特性に応じた豪雨対策を総合的に推進していきます。そのため、本計画では、これらの計画とも整合を図り目標を設定しております。</p> <p>なお、東京都等の関係機関と連携を強化し、目標の早期実現に向けて引き続き取り組んでいきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果
11	個人	メール	<p>【流域対策における都と区の役割分担について】</p> <p>計画全体の記述の中で、都は「時間50ミリ相当の降雨に対応のため今後施設整備」、区は「時間5ミリ相当の降雨に対する流域対策」と記述されているが、都と区の役割分担が分かりにくく、かつ、都50ミリ、区5ミリの関連が読みとれないと思う。更に、流域豪雨対策の改定の「各流域の新たな目標である時間10ミリの対策量」との関連も理解が困難。素案30ページの流域対策図の解説を詳しく分かりやすくするのが理解の早道と考える。</p>	2	<p>これまでは、東京都が取り組む河川・下水道施設整備で時間50ミリ、区の役割である流域対策で時間5ミリ、これらを合計して豪雨対策全体で時間55ミリ相当の降雨への対応することを目標として、取組を進めていました。</p> <p>今回の改定では、「第5章豪雨対策の目標」で記載のとおり、おおむね30年後には、東京都が取り組む河川・下水道施設整備で時間65ミリ、区の役割である流域対策(雨水流出抑制施設の整備促進や緑地の保全など)で時間10ミリ、これらを合計して豪雨対策全体で時間75ミリ相当の降雨への対応を目標として設定し、取組を進めることとしています。</p>
第6章 豪雨対策の方針及び取組					
3 東京都における河川、下水道の整備					
12	議会	書面	<p>【調節池計画の所在地表記について】</p> <p>「第6章、3 東京都における河川、下水道の整備」に記載のある各流域における調節池の計画について、各河川における目黒区内の関連度合いが分かるように所在地の明記を要望する。</p>	1	ご意見を踏まえ、所在地を追記いたします。
13	団体	メール	<p>【呑川の堤防のかさ上げについて】</p> <p>豪雨の折、呑川が決壊寸前まで水位が上がり、住民が夜間も見守り、避難するかどうかの不安な状態で夜を明かした。呑川と道路の境界部分(堤防)のかさ上げを希望する。</p>	3	<p>河川施設の整備は、東京都が取組を進めています。</p> <p>呑川においては、時間50ミリの降雨に対応した河道の整備(河床掘削)に取り組み、また、時間50ミリを超える部分の対策として、呑川と九品仏川の合流点付近、合流点から石川橋の区間、それぞれで調節池の整備を検討しています。</p> <p>下水道については、時間75ミリの降雨に対応する呑川増強幹線の整備に取り組んでいます。</p> <p>区は、区の役割である流域対策(雨水流出抑制)家・まちづくり対策、避難・防災対策の取組を進めていきます。また、河川・下水道施設整備の早期実現を目指し、東京都との連携を強化するとともに、要望活動を継続していきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
14	個人	書面	<p>【目黒川上流の早期整備について】</p> <p>現在、目黒川上流は対策強化流域として指定され、最近の異常気象の突然の豪雨に見舞われることが多くなり心配でならない。蛇崩川緑道のマンホールから水の吹出す光景を見ることがある。優先的な早期の整備完成を区民は望んでいる。</p>	2	<p>豪雨対策は、各河川において流域全体が一体となって取り組む事業であり、目黒区と東京都で役割を分担し取組を進めています。</p> <p>東京都は河川・下水道施設の整備に取り組んでいます。目黒川においては、時間50ミリの降雨に対応した河道の整備（護岸整備、河床掘削）に取り組み、また、時間50ミリを超える部分の対策として、目黒川の上流部にあたる北沢川、烏山川、蛇崩川のそれぞれの区間で、調節池の整備を検討しています。下水道については、時間75ミリの降雨に対応する蛇崩川幹線の増強施設整備に取り組んでいます。</p>
15	議会	メール	<p>【都の「豪雨対策下水道緊急プラン」について】</p> <p>都が進める「豪雨対策下水道緊急プラン」が予定より進捗が遅れているため、早急にすすめるよう都に要請をすること。</p>	2	<p>区は、区の役割である流域対策（雨水流出抑制）、家・まちづくり対策、避難・防災対策の取組を進めていきます。また、河川・下水道施設整備の早期実現を目指し、東京都との連携を強化するとともに、要望活動を継続していきます。</p>
4 流域対策					
16	議会	メール	<p>【浸水の危険性が高い地域における対策】</p> <p>学校や公園などの公共施設の改築や更新の機会に、積極的な一時貯留施設などの設置が進んでいる自治体の例を都が示している。浸水の可能性が高い地域において、土地がない中でどう克服していくのかを示すこと。</p>	2	<p>一時貯留施設の設置などの雨水流出抑制を区全域で取り組むことで、浸水の可能性が高い地域のリスクを低減することができます。</p> <p>雨水流出抑制の取組は、一時貯留施設の設置の他、浸透施設の設置やみどりの保全・創出などの様々な施策により推進していきます。</p>
17	議会	メール	<p>【浸水の危険性が高い地域における区道での対策】</p> <p>浸水の可能性が高い地域での区道においてはより水が吸収できるような道路の材料や対策を拡充すること。</p>	2	<p>雨水流出抑制の対策を区全域で取り組むことで、浸水の可能性が高い地域のリスクを低減することができます。</p> <p>道路においては、道路浸透ますや浸透側溝の設置、歩道への透水性舗装などの取組を、引き続き進めていきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果
18	議会	メール	<p>【浸水の危険性が高い地域におけるビルでの対策】</p> <p>目黒川流域に存在するビルは、雨を受けて近隣に影響が起ることなども考えられる。対策においても十分検討して行うこと。</p>	2	<p>雨水流出抑制の対策を区全域で取り組むことで、浸水の可能性が高い地域のリスクを低減することができます。</p> <p>建築物については、公共施設と一定規模の民間施設に対して、「目黒区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱」に基づき、単位対策量以上の雨水流出抑制施設の設置を引き続き指導していきます。</p>
19	議会	書面	<p>【区民センターの見直しについて】</p> <p>現在取り組んでいる区有施設見直しのリーディングプロジェクト「目黒区民センターの見直し」は、敷地が目黒川に隣接していることから流域対策のモデルケースとして取り組むこと。</p>	3	<p>目黒区民センターについては、区有施設見直しのリーディングプロジェクトとして位置付けており、防災性の向上にも留意しながら進めています。今後、地域の皆さまとともに、周辺の課題への対応も含めたまちづくりを進めていきます。</p> <p>また、豪雨対策計画の中では、各公共施設における施設毎の個別の取組については記載しませんが、目黒区民センターも含め各施設の更新の際には担当所管と連携し、より一層の雨水流出抑制施設の設置を進め、流域対策に取り組んでいきます。</p>
20	議会	メール	<p>【区民センターの建替計画について】</p> <p>流域対策として、目黒川流域に位置する区民センターの建替計画には、雨水流出抑制施設の設置を進めるとの記載ができないか。(次ページに「施設の更新計画の際に、雨水流出抑制施設の設置を進める」との記載はあるが、より具体的に示してほしい)</p>	3	
21	個人	メール	<p>【目黒区民センターにおける水害対策について】</p> <p>区民センターの一角は、「目黒区ハザードマップ」によれば、氾濫時に2m程度の浸水が予想されます。目黒川が氾濫する際、区の公共施設のなかで被害が大きいため、地域避難場所である下目黒小学校部分を含め、敷地全体を人工地盤としてかさ上げする必要があります。その場合、施設の非常用電源や蓄電池を含む電気・機械設備を地上部分に設置する(それを先行実施する)必要があると考える。</p>	3	<p>目黒区民センターの敷地は、地理の特性から水害対策の観点も大切であると認識しています。しかし、敷地かさ上げなどの水害対策の検討に当たっては、周辺環境への影響も考慮する必要があると考えています。</p> <p>いずれにしても、現行施設では地下にある電気・機械設備等は浸水対策の必要があると考えています。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果
22	議会	メール	<p>【流域対策の導入事例などの紹介について】</p> <p>区民や事業者が助成などをより活用できるよう、導入事例を写真や費用などとともにわかりやすく示すこと。</p>	2	<p>区民や事業者に流域対策をわかりやすくイメージしていただくため、「第6章、4流域対策、(2)計画」に、各流域対策施設の概要(説明文)や写真を記載しております。</p> <p>また、区民や事業者に取り組んでいただく内容をわかりやすく抜粋した第7章及びリーフレットを新たに作成いたします。</p>
23	個人	メール	<p>【住宅における助成策について】</p> <p>土地利用の50%以上を占める住宅用地の豪雨対策への区や都、国の助成策を追記すれば流域対策の更なる見える化促進になると思うので、一考願う。</p>	2	<p>国や東京都は、区が実施する個人住宅等への雨水流出抑制施設等設置助成事業に対して、その事業に要する経費の一部を補助しています。</p> <p>なお、区では、「第6章、4流域対策、(3)取組、イ民間施設の流域対策、及び、ウみどりの保全・創出」に記載のとおり、雨水流出抑制施設等設置助成制度や接道部緑化助成制度等により区民等による取組を支援し、民間施設の流域対策の促進を図ります。</p>
24	個人	メール	<p>【みどりの保全・創出について】</p> <p>区内の企業の建物や工場など、広い敷地の売却や移転に伴う再開発の事業者へ、設計段階で緑地をより多く加えるよう、働きかけを行うことは可能だと思ふ。</p>	2	<p>「第6章、4流域対策、(3)取組、ウみどりの保全・創出」に記載のとおり、民有地については、敷地面積200㎡以上の建替え等に際してみどりの保全と創出を義務付けています。今後も事業者への普及啓発をはじめ、積極的にみどりの保全や創出を推進していきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
25	議会	メール	<p>【目黒区による取組について】</p> <p>区民が個別でできる雨水タンクなどの対策は狭小住宅などで限界がある。こうしたなかで、公的なまちづくりに期待が寄せられる公的な機関として、個人任せでなく目黒区に合った対応を進めよ。</p>	2	<p>「第5章、2 豪雨対策の役割分担」で記載のとおり、区内全域における豪雨対策を充実させるためには、区民や事業者等の協力が不可欠です。それぞれの役割を果たしながら連携して取り組むことが必要です。</p> <p>区は、雨水流出抑制施設の整備を促進するとともに、区民や事業者等への普及啓発や助成制度による支援などにより、区の地域特性に応じた流域対策を進めていきます。</p> <p>なお、雨水タンクについては、公園内の施設の雨どいに設置し、散水での利用や解説表示などを行い、雨水利用の普及啓発を進めるとともに、助成制度を積極的に周知し、区民の雨水利用を促進していきます。</p>
5 家づくり・まちづくり対策					
26	個人	メール	<p>【水害ハザードマップなどの周知について】</p> <p>水害ハザードマップの情報を、街中に掲示等することで、自分の今いる場所が水害にどの程度危険かを認識しやすいようにする対策案を検討してはどうか。目黒区外の方は目黒区のハザードマップを知らないで、中目黒駅前など目黒区外からの人も集まりやすい場所で水害の危険性の高い場所には、看板等での危険性の周知が命を守る取組として効果があると思う。</p> <p>また、緊急地震速報のように、洪水の危険性が高まった際、ハザードマップ区域内に位置する携帯電話に対し、洪水の危険性を伝える仕組みを構築することはできないのか。</p>	3	<p>「目黒区水害ハザードマップ」は、想定し得る最大規模の降雨があった場合に予測される浸水状況について、その区域や程度などを示しています。周知については、区ホームページや防災行動マニュアルに掲載しているほか、令和元年5月には全戸・全事業者に配布し周知しております。</p> <p>区民以外の方や目黒区を訪れた方に対しての、街なかでのその地域における水害危険性等の周知や、情報発信の手法については、今後も引き続き検討していきます。</p>
27	議会	書面	<p>【建物の浸水対策への助成制度検討について】</p> <p>ハード対策については、自治体の先行事例にもある建物への止水板設置助成制度の創設を検討していくとあるが、その他に排水ポンプ設置、マウンドアップ、地下階段前拡張等による対策も検討に含めるよう要望する。</p>	3	<p>「第6章、5 家づくり・まちづくり対策、(2) 取組、ウ建物への浸水対策」に記載のある止水板設置に関する助成制度創設の検討の中で、あわせて調査、検討していきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
28	議会	メール	<p>【電気設備等の設置場所について】</p> <p>令和元年の台風第19号により、タワーマンションの地下階に下水道から逆流した排水で電気室が浸水し、停電や断水などの被害が発生した。目黒川流域などでは、浸水の可能性があることから電気設備などの設置場所については検討していく必要がある。</p>	3	<p>令和元年の台風第19号による建築物の浸水被害の発生を踏まえ、国土交通省と経済産業省は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」を令和2年6月に策定しました。</p> <p>これらを活用し、区民・事業者等に対して、施設の機能継続を考慮した受変電設備などの電気設備等の設置場所など、引き続き、周知を図ります。</p>
29	議会	書面	<p>【浸水危険性の周知について】</p> <p>浸水危険性の周知において、新規建築物は浸水対策を啓発するパンフレットの配布に取り組んでいくとしている。併せて、地下施設のある既存建築物の所有者への個別配布や不動産関係団体への配布協力を要望する。</p>	2	<p>「第6章、5家づくり・まちづくり対策、(2)取組、工業界団体との連携によるPR強化」に記載のとおり、雨水流出抑制施設の設置促進については、東京都総合治水対策協議会、民間業界団体と連携し、住宅メーカーホームページへの掲載や住宅展示場等でのチラシの配布等を行っていきます。あわせて、地下施設の半地下建物の浸水危険性についても、関係機関などと連携し、周知、普及啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、区では住宅関係施策の全般について、制度内容等をまとめた「住まいの情報」を作成し配布するとともに、住宅フェアなどのイベントにおいてリフォーム協会や宅建協会などと連携しながら、区民、事業者等への周知を引き続き進めていきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
30	議会	メール	<p>【宅建協会との連携】</p> <p>昨年8月、宅地建物取引業の施行規則が改正され、不動産の契約時において水害リスクの説明が義務化された。本区の宅建協会と連携して、雨水流出抑制施設を促進すべくチラシ等の配布を実施すべきである。</p>	2	<p>「第6章、5家づくり・まちづくり対策、(2)取組、工業界団体との連携によるPR強化」に記載のとおり、雨水流出抑制施設の設置促進については、東京都総合治水対策協議会、民間業界団体と連携し、住宅メーカーホームページへの流域対策事業の掲載や住宅展示場等での雨水流出抑制施設のチラシの配布を行っていきます。あわせて、地下施設の半地下建物の浸水危険性についても、関係機関などと連携し、周知、普及啓発に取り組んでいきます。</p> <p>また、区では住宅関係施策の全般について、制度内容等をまとめた「住まいの情報」を作成し配布するとともに、住宅フェアなどのイベントにおいてリフォーム協会や宅建協会などと連携しながら、区民、事業者等への周知を引き続き進めていきます。</p>
6 避難・防災対策					
31	団体	メール	<p>【呑川における警戒情報の周知について】</p> <p>豪雨の折、呑川が決壊寸前まで水位が上がり、住民が夜間も見守り、避難するかどうかの不安な状態で夜を明かした。ライブカメラを緑が丘3丁目の合流地点に設置することで状況を把握し、警戒警報として、サイレン等による住民への周知(避難を考慮)を要望する。</p>	3	<p>呑川の水位については、工大橋に水位計を設置し監視しています。河川水位の情報は、区ホームページで情報発信しています。また、必要に応じ、防災行政無線や防災気象情報メール、区ホームページなどで、避難情報をお知らせしていきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
3 2	個人	メール	<p>【地域避難所について】</p> <p>区の「防災行動マニュアル」に災害時住民が避難する場所として、第一義的に小学校などが「地域避難場所」に設定されている。しかし、目黒川流域にある「地域避難場所」のうち、下目黒小学校と田道小学校は水害ハザードマップの「地域避難場所」から外されている。これは放置してよい問題ではない。近い将来の学校統合に当たって、三田地域との絡みから見て統合先を田道小学校とするのが妥当で、同小学校の敷地かさ上げこそが最も喫緊な課題である。</p>	3	<p>目黒川の洪水浸水想定区域内に位置している下目黒小学校及び田道小学校は、避難所施設や避難経路の安全性が確保できないため、風水害時に使用できる地域避難所として指定していません。風水害時に開設する可能性の高い目黒川沿いの地域避難所は、菅刈小学校、東山小学校、烏森小学校、中目黒小学校、第一中学校、大鳥中学校の6か所を想定しています。また、風水害時に使用可能な目黒川周辺の避難所増設に向けた取組も進めており、新たに田道住区センター三田分室を自主避難所として位置づけました。今後も、民間施設を含め避難所として活用できる施設の確保に取り組んでまいります。</p>
3 3	議会	書面	<p>【避難経路の見直しについて】</p> <p>想定外の豪雨における避難対策として、目黒川を渡る避難所までの移動経路を見直すべきである。</p>	4	<p>風水害時に開設する可能性の高い目黒川沿いの地域避難所は、菅刈小学校、東山小学校、烏森小学校、中目黒小学校、第一中学校、大鳥中学校の6か所を想定しており、目黒川東側からは、菅刈小学校を除き、すべて目黒川を渡って避難することとなっております。このため、区では、目黒川東側に、風水害時に使用可能な避難所増設に向けた取組を進めており、新たに田道住区センター三田分室を自主避難所として位置づけたところです。今後も、民間施設を含め避難所として活用できる施設の拡充を図ってまいります。</p>
3 4	議会	メール	<p>【避難経路および避難所の周知】</p> <p>「イ 避難体制の整備（ア）分かりやすい避難方策の構築・周知」について、目黒川流域の住民が水害時、浸水地域を回避し避難できるよう避難経路を明確に周知すること。あわせて、垂直避難できる施設なども周知すること。</p>	4	<p>また、区は地域防災計画や防災行動マニュアルにおいて、水害時の避難計画を示し、避難勧告・指示の基準を記載しています。各避難所における移動経路については、今後の避難・防災対策における検討課題とさせていただきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
35	個人	メール	<p>【「垂直避難」のための協定について】</p> <p>目黒川氾濫時の“垂直避難”について、個別住宅での対応には限界がある。公営住宅やマンションなど集合住宅や、個別でもコンクリート製の住宅の持ち主との間の「相互避難協定」に相当するものを、区の新規事業として考えていただきたい。当事者に理解と根気があれば、経費もかからず、そんなに難しい問題ではない。</p>	4	<p>区は、風水害時に避難することができる目黒川周辺の避難所増設に向けた取組を進めており、新たに田道住区センター三田分室を、自主避難所として位置づけたところです。今後も、民間施設を含め避難所として活用できる施設を抽出し、働きかけを実施していきます。</p> <p>なお、垂直避難が可能な民間建物等との災害時協定につきましては、先進自治体の取り組みについて、調査・研究に努めていきます。</p>
36	議会	メール	<p>【立会川流域における避難行動の周知について】</p> <p>暗きょ化されて豪雨時の浸水被害があることが想定しにくくなっている立会川流域に新しく居住される住民は、豪雨による避難行動の周知が行き届いていない。他のエリアでは、震災時と同じ避難先が指定されているが、浸水被害のあった際に向原小学校を避難先と勘違いされている方が多く、この地域は垂直避難が浸透されていないことが課題と感じている。いざという時に問題とならないよう震災時に向原小学校を避難先としているエリアの方には、代替りの避難先を目安として決めるようにした方がよく、その上で、遠方への避難も危険なため、自宅内の高所もしくは近くの高い建物の高層階に逃げ込むよう、水害ハザードマップ等に記載してもらいたい。</p>	3	<p>水害による避難行動等の周知につきましては、防災行動マニュアルや水害ハザードマップの配布、ホームページへの掲載により、区民への周知に取り組んでいます。また、令和3年3月に防災行動マニュアルを改訂し、在宅避難や垂直避難、親戚、友人宅などに避難する分散避難について追記し、引き続き区民への周知を進めていきます。</p> <p>なお、水害ハザードマップの記載につきましては、今後の検討課題とします。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
37	議会	メール	<p>【要配慮者への情報提供について】</p> <p>対策強化地区における高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯など、区は防災無線をより強化したが、確実に情報が届けられるよう先進自治体の取り組みを研究し、検討すること。</p>	2	<p>区内の防災行政無線のうち、目黒川流域の一部について、風雨等の雑音があってもよりクリアに聞こえるタイプのスピーカーに、令和2年7月に改修をしております。区からの災害に関する情報発信は、防災行政無線をはじめ、音声自動応答サービス、区ホームページ、メールマガジン、ツイッターにより区民への周知を実施しています。今後も区民の方々に確実に情報が届けられるよう取組を進めていきます。</p> <p>また、要配慮者や家族等の支援者が、日頃から備えておくことや災害が発生した時にとるべき行動などを具体的に示した「要配慮者向け防災行動マニュアル」を作成し、普及、啓発を図っています。令和3年度に、地震のほか、風水害や新型コロナウイルス感染症等の複合災害を想定した内容に改訂いたします。</p>
38	議会	書面	<p>【水防訓練の充実について】</p> <p>目黒区総合水防訓練の課題に若年層の参加者が少ないことを課題に挙げ、周知方法や訓練内容の見直しを行うとあるが、これだけでは若年層の参加促進は難しい。町会自治会等の防災訓練で周知するといった取り組みも必要である。併せて、水防訓練の様子を撮影し、映像配信や地域へ配布することで若年層に周知し、防災意識向上に努めるよう要望する。</p>	3	<p>区ホームページにて、過去の水防訓練の様子や、開催場所・開催時期等を周知しております。また、防災意識の向上への取組として、総合庁舎でのパネル展の実施などにも取り組んでおります。</p> <p>若年層参加促進のための周知等については、町会・自治会等への呼びかけ、訓練の映像配信や地域配布等も含め、引き続き有効な手法を検討し、水防訓練への若年層参加促進に努めていきます。</p>
39	団体	メール	<p>【土のうについて】</p> <p>土のうは軽くすると効果が少なくなるが、現在より3割程度減のものもあると子どもや高齢者も運ぶことができる。</p>	3	<p>土のうを軽くするために砂の量を減らすと、止水の効果も低下してしまうことから、区が配備する緊急用土のうについては、7～8キロ程度のものを配備しています。</p> <p>なお、区のホームページでは、家庭で簡単にできる浸水防止の方法として、家庭用のごみ袋に水を入れて土のうの代わりとして使用する方法なども紹介しています。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容（要旨）	対応区分	検討結果
40	議会	メール	<p>【緊急用土のうの設置場所について】</p> <p>「エ 緊急用土のうの設置」について、設置場所は、ホームページだけではなく「防災行動マニュアル」にも掲載しているので、文中に「防災行動マニュアル」も記載すべきである。</p>	1	ご意見を踏まえ、文中に追記いたします。
概要版					
41	個人	メール	<p>【順番及びレイアウトについて】</p> <p>2～3ページについて、区民向けの概要とすると、もう少し見やすくするとよい。3つの対策で区民が求めていることは、緊急事態の時どうか（避難・防災対策）、自分の家はどうか（家づくり・まちづくり対策）、そして日常的な対策（流域対策）で、順番やレイアウト等を見やすくしてはどうか。</p>	6	区民や事業者に取り組んでいただく内容をわかりやすく抜粋した本編第7章及びリーフレットを新たに作成いたします。
その他					
42	個人	メール	<p>【小・中学校の統廃合と跡地活用について】</p> <p>計画されている小・中学校の統廃合をより一層速め、緑地と地域避難場所と社会福祉施設の三つを兼ねた場所へ整備してはどうか。この場合目黒川の流域を最優先する。</p>	4	<p>区立小学校については、近年の児童数の増加により統合を具体化して検討していく状況にはないことから、現時点において統合の計画はありません。区立中学校の統合については、区立中学校の統合方針に基づき教育環境の整備に向けて取組を進めてまいります。</p> <p>また、統合後の跡活用については、区長部局を中心に、区の財政状況や公共施設の需要などを総合的に判断し検討していきます。</p>

整理番号	区分	種別	意見内容(要旨)	対応区分	検討結果
43	個人	メール	<p>【自家発電装置について】</p> <p>特別区の守備範囲でないかも知れないが、一定規模以上の事業者(区役所を含む)がそれ相当の自家発電装置を備えることを求め、それに見合う補助を行うことは可能だと思ふ。</p>	4	<p>非常用自家発電装置の設置については、一定規模以上建築物に対して、消防法や建築基準法の規定により、停電時の電源(防災電源)としての設置が義務付けられています。</p> <p>なお、区における災害時の電力確保の取組として、地域避難所のほか、区内17か所に設定している備蓄倉庫に発電機を備蓄しているところですが、これらに加え、令和2年度には、各地域避難所に、携帯電話等の充電対策として太陽光パネル付の蓄電池(約500Wh)を各1台配備するとともに、目黒区総合庁舎内に災害対策本部が設置される際に停電の影響を受けないよう、太陽光パネル付の非常用電源バッテリーを配備しています。</p>
44	議会	メール	<p>【数字の表記について】</p> <p>30、33ページについて、数字が半角,全角が入り混じっており、他のページの数字を確認すると半角で表記されているので、半角で統一すべきと考える。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、数字の表記を半角で統一いたします。</p>